平成２５年（フ）第１８１号
広島市安佐南区伴北７丁目67番29号
債務者　三城　幸利
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２号
広島市安佐南区伴北７丁目67番29号
債務者　三城多恵こと　李　　多恵
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９７号
広島市安佐南区相田２丁目14番25―12号
債務者　日高さゆり
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９８号
広島市安佐南区相田２丁目14番25―12号
債務者　日高　美保
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８号
香川県高松市花ノ宮町３丁目２番３号　十河ビルルームＮＯ．２Ｆ
債務者　山崎　恒子（旧姓美馬）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１２８号
香川県高松市西宝町１丁目５番27　アルファ西宝町205号室
債務者　戎　　豊
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町８番15号ＦＥＬＩＳＴＡＳ206号
債務者　柿内　有紀
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９２号
福岡県直方市大字上頓野2135番地　丹頂園
債務者　山崎　英毅
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２４号
福岡県直方市大字植木699番地１　クリエイト21―103号、前住所長崎県五島市木場町165番地１
債務者　木場田慎吾
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第８１号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町17番19号鶴窪アパート201号
債務者　平山　良子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目206番地　ヒルズ城東102
債務者　後藤　　歩（旧姓嶺井・イエンニューシェフスキー）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５８号
仙台市若林区霞目２丁目34番３号　アーバンハイツ稲荷堂102
債務者　宍戸　明芳
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
仙台市青葉区中山１丁目15番11号　シティホーム103
債務者　遠藤　卓哉
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
宮城県亘理郡亘理町字北新町26番地１　コーポ花の森202
債務者　石澤　　紘
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
茨城県水戸市千波町2447番地の１トワメゾンＢ棟102号
債務者　田口みよ子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２２号
茨城県日立市日高町４丁目４番24―202号
債務者　仁田奈美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３０号
茨城県日立市大久保町４丁目３番26号
債務者　長田　和廣
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３１号
茨城県北茨城市関本町関本上915番地５
債務者　佐藤　美穂（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
水戸地方裁判所日立支部